

令和5年度 第11回 吉見町農業委員会総会議事録

招集期日	令和6年2月26日	開催場所	吉見町役場 庁舎3階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和6年2月26日 同 日	午後 1時30分 午後 2時30分	開会 閉会 議長 伊田由夫
議長	伊田由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員			【農業委員】 定員 10名 出席 10名 欠席 0名	【農地利用最適化推進委員】 定員 8名 出席 7名 欠席 1名
番号	氏名	摘要	番号	氏名	摘要		
1	小林 勇	出席	推1	千代間 功	出席		
2	田島克美	出席	推2	秋庭 諭	出席		
3	宮澤義和	出席	推3	笹野正人	出席		
4	笹野英三	出席	推4	金子隆一	出席		
5	大澤明子	出席	推5	大室禎三	欠席		
6	伊田由夫	出席	推6	吉田克之	出席		
7	松本眞一	出席	推7	篠田邦広	出席		
8	小宮一博	出席	推8	赤間恵美	出席		
9	福田 實	出席					
10	瀬戸直行	出席					

出頭者	
事務局	事務局長 関根正徳 事務局農地係長 吉澤 和巳（説明） 事務局 柴生田 卓（書記）
説明者	推2番 秋庭委員 推4番 金子委員 推6番 吉田委員 推8番 赤間委員
開会 午後 1時30分	事務局長 開会 会長 あいさつ 議長 会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員10名、欠席委員0名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員7名、欠席委員1名。
議事録署名人の指名	議長 議事録署名人に、9番 福田委員、10番瀬戸委員を指名する。
議案上程	議長 第1号から第5号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。
議案朗読説明 午後 1時35分	事務局 1) 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、譲受人が経営規模を拡大するため農地を譲り受けたいとする申請です。 第2番の案件については、譲受人が利用権設定農地の取得のため農地を譲り受けたいとする申請です。 2) 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、申請人が宅地の進入路として使用していたが農地のままであり、今後も必要であることから転用したいとする申請です。 3) 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、駐車場を計画し、適地を探していたところ、申請地を譲り受けられこととなったので、駐車場用地として転用したいとする申請です。 第2番の案件については、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請

		<p>地を譲り受けられることとなったので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。</p> <p>4) 第4号議案、農地利用集積計画の決定について議案を朗読する。</p> <p>この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、令和6年1月31日をもって令和6年3月分の利用権設定の申請が締め切られ、町が農用地利用集積計画を定めたため、意見を求められたものです。</p> <p>今回申し出があった農地は計277筆、337, 179m²です。</p> <p>詳細は事前に配布いたしました農用地利用集積計画地区別明細表をご覧ください。</p> <p>5) 第5号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について議案を朗読する。</p> <p>この案件は、町が定める農業振興地域整備計画を変更するため、意見を求められたものです。</p> <p>事案番号第1番の案件については、申出者が自己用住宅の建築を計画したところ、申出者の義理の祖父が所有している土地を借り受けられることになったので農地の転用を申請する前段階の申出です。</p> <p>事案番号2番については、令和5年8月10日付で農用地区域から除外された農地を、農地転用申請をするにあたり再考した結果、申出部分については従来通り農地として使用していくことから、再度農用地区域に編入する申出です。</p>
地区委員会付託 午後 1時40分	議長	事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。
再開 午後 1時50分	議長	<p>再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。</p> <p>第1号議案第2番を東地区が報告願います。</p> <p>第2号議案第1番、第3号議案第1番を西地区が報告願います。</p> <p>第3号議案第2番、第5号議案1番を南地区が報告願います。</p> <p>第1号議案第1番、第5号議案2番を北地区が報告願います。</p>
推2番 秋庭委員		<p>東地区の案件について報告する。</p> <p>東地区的案件については、2月21日の午後4時00分から担当委員5名で現地の確認を</p>

行ないました。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認についての2番の案件について、この案件は、譲受人が利用権を設定している農地を譲り受ける申請であり、譲受人の耕作地は、適正に管理され、取得要件等に問題はなく、東地区の担当委員としては問題ないと判断します。

推4番 金子委員

西地区的案件について報告する。

西地区的案件につきましては、2月24日の午前9時00分から担当委員3名で現地確認を行いました。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認について1番の案件について、この案件は、従前より住宅の進入路として利用していた土地が農地のままのため追認するもので、過去の航空写真でも確認でき関係書類等が添付されていることから、西地区的担当委員としては問題ないと判断します。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について1番の案件について、この案件は、譲受人が、申請地を譲り受けて農地を駐車場とするための申請です。

関係書類等は添付されておりますことから、西地区的担当委員としては問題ないと判断します。

推6番 吉田委員

南地区的案件について報告する。

南地区的案件につきましては、2月24日の午前8時00分から担当委員4名で現地確認を行いました。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について2番の案件について、この案件は、自己用住宅の建築を計画している譲受人が、申請地に住宅を建築するための申請です。

関係書類等は添付され、開発許可申請も同時に提出されておりますことから、南地区的担当委員としては問題ないと判断します。

第5号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について1番の案件について、この案件は、借受人が申請地を借り受けて自己用住宅として農振除外後に農地転用するための申出であり、白地農地を有していないため南地区的担当委員としては、除外はやむを得

	<p>ないと判断します。</p>
質疑 午後 1時55分	<p>推8番 赤間委員 北地区の案件について報告する。 北地区の案件につきましては、2月24日の午後4時00分から担当委員5名で現地確認を行いました。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について1番の案件について、この案件は、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得する申請であり、譲受人の耕作地は、適正に管理され、取得要件等に問題はなく、北地区の担当委員としては問題ないと判断します。 第5号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について2番の案件について、この案件は、令和5年8月10日に農振除外となった対象農地について、農地転用申請するにあたり再考した結果、425番1の439m²については、従来通り農地として使用していくことから農業振興地域農用地に編入するものです。 申出人の経済状況の変化による事業規模縮小であること及び申出地は元々農業振興地域農用地であったことから、北地区担当委員としては、農用地編入については妥当と判断します。</p>
	<p>議長 報告が終わり、質疑を開始する。</p>
	<p>1番 小林委員 農地法第5条申請の1番の駐車場について、駐車場の用途は何か、また面積に要件はあるのかを教えて欲しい。</p>
	<p>事務局 駐車場の用途については、主に自家用車の駐車場となっております。農地転用は必要最低限の面積が認められることになります。</p>
	<p>1番 小林委員 転用目的が駐車場の場合、どの程度の面積が認められるのか。</p>
	<p>事務局 案件により個別判断になってしまいますが、農地転用は基本的に必要最低限の面積が前提になります。また、農地区分や必要な理由等により面積に制限がかかる可能性があります。</p>

採決 午後 2時00分	議長 質疑が終わり採決を開始する。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第4号議案、農用地利用集積計画の決定について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第5号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。
次回現地確認の日程 午後 2時05分	議長 次回現地確認の日程を確認する。 東地区 1 番 小林委員 3月21日 午後 5時00分から 東野ふれあいセンター集合 西地区 4 番 笹野委員 3月23日 午前 9時00分から 農協旧西吉見支店集合 南地区 推5番 大室委員 3月23日 午前 8時00分から 農協旧南吉見支店集合 北地区 8 番 小宮委員 3月23日 午後 4時00分から 農協旧北吉見支店集合
報告事項 午後 2時10分	議長 次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 事務局 1) 市街化区域内農地の転用届出について（報告） ・地目変更 1番 久米田地内 3筆 185m ² ・地目変更 2番 東野地内 1筆 470m ²
その他 午後 2時15分	議長 報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。 その他について、事務局に説明を求める。

	事務局	その他について、資料に基づき説明する。 1) 次期農業委員及び次期農地利用最適化推進委員の推薦及び応募者への案内について
質疑 午後 2時20分	議長	その他が終わり、質疑を開始する。
	8番 小宮委員	農業委員と農地利用最適化推進委員について、これから地域計画などがあり、両委員の地域とのかかわりが増えてくるため、区長との連携について検討してほしい。
	事務局	農地の相談等について、農業委員と農地利用最適化推進委員の活動についてこれまで以上に周知し地域との連携を図ってまいります。
閉会 午後 2時30分	議長	質疑が終わりましたので、次回開催予定 令和6年3月26日（火）午後1時30分開始を確認して閉会する。
その他特に重要と認め る事項		

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 6 年 3 月 26 日

議 長

伊 田 由 天



署名委員

福 田 貞



署名委員

浦 田 お 行

